

平成19年告示第225号

改正：平成20年告示第226号

改正：平成20年告示第276号

改正：平成23年告示第141号

改正：平成23年告示第356号

改正：平成25年告示第80号

改正：平成26年告示第98号

改正：平成27年告示第66号

改正：平成29年告示第110号

改正：平成29年告示第194号

改正：平成30年告示第241号

改正：平成31年告示第91号

改正：令和元年告示第161号

富士見市建設工事等ダイレクト入札共通事項

1 入札参加資格

(1) 入札に参加する者に必要な資格は、次のすべての要件を満たす者とする。

① 平成31・32年度富士見市競争入札参加資格名簿に登録されている者

② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

③ 告示から落札を決定するまでの期間に、富士見市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置又は富士見市の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受けていない者

④ 建設工事等ごとに定める入札参加資格を満たしている者

(2) 事業所の所在地とは、平成31・32年度富士見市競争入札参加資格名簿に登録されている所在地をいう。

(3) 本店とは、当該本店に富士見市と契約締結の権限を有する者を置く者をいう。

(4) 本支店等とは、本店及び支店、営業所を含むもので、かつ、当該本支店等に富士見市と契約締結の権限を有する者を置く者をいう。

(5) 経営規模等評価結果通知書とは、平成31・32年度富士見市競争入札参加資格申請において提出された経営規模等評価結果通知書をいう。

(6) 埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う入札であるため、電子入札システムに利用者登録を行った者であること。
なお、入札に参加するに当たっては、建設工事等ごとに定める期間に、電子入札システムにおいてダイレクト入札参加申請書を添付して送信すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格で入札した者を落札候補者として通知し、落札を保留する。この場合において、最低制限価格を定めている場合にあつては、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で入札した者を落札候補者とする。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上いるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、競争入札参加資格確認申請として、落札候補者決定の通知をした日の翌日（富士見市の休日を定める条例（平成2年条例第14号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後4時までに次に掲げる入札参加資格確認資料を総合政策部契約検査課（以下「契約検査課」という。）に提出しなければならない。

① ダイレクト入札参加資格確認申請書

② ダイレクト入札参加資格確認資料

③ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格者証の表面と裏面の写し及び監理技術者講習修了証の写しも添付すること。

④ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し。

⑤ ①から④までに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

3 落札の決定

(1) 落札候補者に対する落札の決定は、2(3)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者で無いと決定

した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効とし、新たな落札候補者を決定する。

(2) 2の規定は、新たな落札候補者の決定について準用する。

(3) 落札候補者が入札参加資格を有すると決定した日をもって、当該落札候補者を落札者とし、速やかに電子入札システムにより入札に参加した者（当該落札者を含む。）に落札者決定通知書を通知する。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

(1) 調査基準価格を定めている場合において、開札の結果、予定価格の制限の範囲内の最低の価格で入札した者の入札価格が調査基準価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、富士見市建設工事低入札価格調査実施要領に基づく低入札価格調査を行う。

(2) 失格基準価格を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札価格が失格基準価格を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。

(3) 低価格入札者（(2)に規定する失格基準により失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後4時までに2(3)に掲げるダイレクト入札参加資格確認資料と併せて次に掲げる書類を契約検査課に提出しなければならない。

① 低入札価格調査に係る書類の提出について（富士見市建設工事低入札価格調査実施要領様式第1号）

② 当該価格で入札した理由（同要領様式第2号）

③ 直接工事費に係る内訳明細書（同要領様式第3号）

④ 共通仮設費に係る内訳明細書（同要領様式第4号）

⑤ 配置予定技術者名簿（同要領様式第5号）

⑥ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（同要領様式第6号）

⑦ 手持ち工事の状況（対象工事関連）（同要領様式第7号）

⑧ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（同要領様式第8号）

⑨ 下請予定業者等一覧表（同要領様式第9号）

⑩ 手持ち資材の状況（同要領様式第10号）

⑪ 資材購入予定先一覧（同要領様式第11号）

- ⑫ 手持ち機械の状況（同要領様式第12号）
- ⑬ 機械リース元一覧（同要領様式第13号）
- ⑭ 労務者の確保計画（同要領様式第14号）
- ⑮ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（同要領様式第15号）
- ⑯ 建設副産物の搬出予定の状況（同要領様式第16号）
- ⑰ 誓約書（同要領様式第17号）

(4) 落札の決定は、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び2(3)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とし、新たな落札候補者を決定する。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、新たな落札候補者を決定する。

(5) 4の規定は、新たな落札候補者の決定について準用する。

5 設計図書等

建設工事等ごとに定める方法により閲覧又は貸出を行う。

6 設計図書等に関する質問及び回答

設計図書等に関して質問がある場合は、建設工事等ごとに定める受付期間内に、質問書をシステムにより提出すること。質問に対する回答は、建設工事等ごとに定める日時に電子入札システム上で掲示する。

7 入開札の執行

(1) 入札書提出（入力）期間

建設工事等ごとに定める。（電子入札システム稼働時間に留意すること。）

(2) 開札日時

建設工事等ごとに定める。

8 入札に関する注意事項

(1) 落札決定にあたっては、入札書に入力（記載）された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力（記載）

すること。

- (2) 入札金額見積内訳書を電子入札システムによる入札書提出の際に添付すること。
- (3) 初度入札に参加する者の数が1のときは、入札を執行しない。
- (4) 入札を取止めた案件のうち、履行期限以外の設計内容を変更することなく再公告する場合、1者入札を有効とする。
- (5) 現場説明会は開催しない。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 参加資格審査の結果、入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりすました者のした入札
- (3) 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- (4) 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
- (5) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (6) 入札に際して談合等の不正行為があった入札
- (7) 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
- (8) やむを得ず紙入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 入札者の押印がないもの
 - イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
 - ウ 押印された印影が明らかでないもの
 - エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - キ 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの
- (9) その他建設工事等ごとの告示に示す事項に違反した者がした入札

10 入札保証金の納付

免除

11 契約保証金

建設工事等ごとに定める。

12 支払条件

(1) 前金払

富士見市公共工事前金払取扱要綱の規定に基づくものとする。

(2) 中間前金払

富士見市公共工事中間前金払取扱要綱の規定に基づくものとする。

(3) 部分払

建設工事等ごとに定める。

1 3 その他

この告示に定めるもののほかは、富士見市公共工事等電子入札運用基準及び富士見市建設工事等ダイレクト入札試行要綱に基づきより行う。なお、富士見市公共工事等電子入札運用基準、富士見市建設工事等ダイレクト入札試行要綱及び契約条項等については、市ホームページの入札・契約情報に掲載する。

[\(<http://www.city.fujimi.saitama.jp>\)](http://www.city.fujimi.saitama.jp)

1 4 問合せ

富士見市役所総合政策部契約検査課

049-251-2711 (内線514)

ダイヤルイン049-252-7130